

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年8月9日
【事業年度】	第35期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)
【会社名】	株式会社コメ兵
【英訳名】	Komehyo Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石原 卓児
【本店の所在の場所】	名古屋市中区大須三丁目25番31号
【電話番号】	(052)242-0088
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 鳥田 一利
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区大須三丁目38番5号 See-Stepビル5階
【電話番号】	(052)249-5366
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 鳥田 一利
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月26日に提出した第35期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）有価証券報告書（平成25年7月1日に提出した訂正有価証券報告書により訂正済み）の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

社外取締役及び社外監査役

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンス】

社外取締役及び社外監査役

(訂正前)

- ・当社の社外監査役は3名(うち1名は常勤監査役)であり、当社との利害関係はありません。また、当該社外監査役が他の会社等の役員もしくは使用人である、または役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等との当社との間に、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。
- ・社外監査役3名のうち2名は、金融機関での勤務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しているため、財務面を中心に経営全般の監査を行っております。また、もう1名は現役弁護士であり、法律面をはじめ各分野に高い見識を有しており、コンプライアンスを中心に経営全般の監査を行っております。
- ・社外常勤監査役は、必要の都度、取締役とともに会計監査人より会計監査の内容について監査参考意見の報告を受ける等、会計監査人と情報交換を行い相互連携を図っております。
- ・内部監査人は、その監査結果について定期的に社外常勤監査役に対して報告を行っております。また、その都度、社外常勤監査役と情報交換を行い相互連携を図っております。
- ・当社は、監査役設置会社として、機能的かつ公正なコーポレートガバナンス体制の構築を目指してまいりました。社外監査役3名がそれぞれ独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する有効性及び効率性の検証を行うことにより、客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整えており、監査役会にはコーポレートガバナンス上実効性のある経営監視が期待できることから、現在、社外取締役の選任は予定しておりません。

(訂正後)

- ・当社の社外監査役は3名(うち1名は常勤監査役)であり、当社との利害関係はありません。また、当該社外監査役が他の会社等の役員もしくは使用人である、または役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等との当社との間に、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。
- ・社外監査役3名のうち2名は、金融機関での勤務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しているため、財務面を中心に経営全般の監査を行っております。また、もう1名は現役弁護士であり、法律面をはじめ各分野に高い見識を有しており、コンプライアンスを中心に経営全般の監査を行っております。
- ・社外常勤監査役は、必要の都度、取締役とともに会計監査人より会計監査の内容について監査参考意見の報告を受ける等、会計監査人と情報交換を行い相互連携を図っております。
- ・内部監査人は、その監査結果について定期的に社外常勤監査役に対して報告を行っております。また、その都度、社外常勤監査役と情報交換を行い相互連携を図っております。
- ・当社は、監査役設置会社として、機能的かつ公正なコーポレートガバナンス体制の構築を目指してまいりました。社外監査役3名がそれぞれ独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する有効性及び効率性の検証を行うことにより、客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整えており、監査役会にはコーポレートガバナンス上実効性のある経営監視が期待できることから、現在、社外取締役の選任は予定しておりません。
- ・当社は、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外取締役または社外監査役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。